

香美町農業委員会総会(第7回)議事録

1 開催日時 令和2年9月25日(金) 9:30~11:30

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(14人)

| | | | |
|---------|-----|----|-----|
| 会長 | 1番 | 亀村 | 庄二 |
| 会長職務代理者 | 2番 | 古川 | 功兒 |
| 委員 | 3番 | 岡田 | 久志 |
| | 4番 | 西村 | 功 |
| | 5番 | 井村 | 壽之 |
| | 6番 | 文堂 | 福一 |
| | 7番 | 中村 | 成一 |
| | 8番 | 門垣 | 日出男 |
| | 9番 | 中村 | 彰男 |
| | 10番 | 山本 | 薫 |
| | 11番 | 山本 | 太一 |
| | 12番 | 吉川 | 正人 |
| | 13番 | 橋本 | 幸長 |
| | 14番 | 前田 | 精一 |

4 欠席農業委員(0人)

5 出席農地利用最適化推進委員(8人)

| | | | |
|-----|-----|----|----|
| | 2番 | 高田 | 勝 |
| | 3番 | 青山 | 政行 |
| | 4番 | 原 | 君枝 |
| | 5番 | 小林 | 隆夫 |
| 副代表 | 6番 | 田中 | 晃 |
| | 8番 | 東垣 | 泰彦 |
| | 9番 | 毛戸 | 良久 |
| | 10番 | 本上 | 純也 |

6 欠席農地利用最適化推進委員(2人)

| | | | |
|----|----|----|----|
| 代表 | 1番 | 中川 | 君雄 |
| | 7番 | 田野 | 豊博 |

7 議事日程

第1 会期の決定 9月25日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第4 議案第20号 非農地証明願承認について

第5 議案第21号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第6 議案第22号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

第7 議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

8 農業委員会事務局職員

| | | |
|-------|----|----|
| 事務局長 | 藤原 | 博文 |
| 事務局次長 | 福島 | 功 |
| 書記 | 寺川 | 公人 |

9 会議の概要

議長 日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議長 続きまして、日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は14番「前田精一委員」と2番「古川功兒委員」にお願いしたいと思います
が、ご異議ございませんか。

(異議なし)

| | |
|-----|---|
| 議 長 | 異議なしの声がありますので、14番「前田精一委員」と2番「古川功兒委員」よろしくお願いします。 |
| 議 長 | 日程第3 報告に入ります。報告事項として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。 |
| 事務局 | ①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。 |
| 議 長 | 事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし) |
| 議 長 | ないようですので、届出を受理することとします。 |
| 議 長 | 次に、日程第4 議案第20号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。 |
| 事務局 | 番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから30ページです。 |
| 議 長 | 事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第20号 番号1番の非農地証明願について、8月21日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「中村彰男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。 |
| 9番 | 申請地は、国道482号沿い、小代物産館の土地であります。 申請内容は、現況写真のように平成2年頃から農産物加工販売のために小代物産館を建てています。地目変更登記のための願出です。 |
| 議 長 | 「中村彰男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし) |
| 議 長 | 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。それでは、議案第20号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。 |
| 議 長 | 次に議案第20号 番号2番から番号5番の非農地証明願について、9月18日に現地調査委員であります「古川功兒委員」と「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。 |
| 3番 | 申請地は、国道9号沿いのJAたじま村岡営農センター横に入って村岡高校裏の林道を約4km上がって右折したところにあります。 現地は平成6年以前から雑種地になっており、今はグラウンドになっていますが使われておりません。地目変更登記のための願出です。 |
| 議 長 | 「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし) |

議 長 質問や意見等がないようですので、案件ごとに採決を取ります。まず番号2番は、願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第20号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。

議 長 次に番号3番は、願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第20号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。

議 長 次に番号4番は、願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第20号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。

議 長 次に番号5番は、願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第20号 番号5番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。

議 長 次に議案第20号 番号6番の非農地証明願について、9月18日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」、担当委員であります「中村成一委員」が現地調査をしていますので、「中村成一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いいたします。

7番 申請地は、県道香住村岡線を香住から村岡方面に進みますと小原大橋がありますが、その大橋から約100m進んだ県道沿い左側に工場が建っておりますが、その工場の東側にあります。現地は現況写真のように木や草が生えた雑種地となっていました。地目変更登記のための願出です。

議 長 「中村成一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第20号 番号6番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。

議 長 次に議案第20号 番号7番の非農地証明願について、9月18日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」、担当委員であります「中村成一委員」が現地調査をしていますので、「中村成一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いいたします。

| | |
|-----|--|
| 7番 | 申請地は、県道香住村岡線の大乗寺橋南詰の信号を西側へ進みツルカノ橋を左折し信号から約700mのところにあります。 現地ですが、5筆のうち3筆は、現況写真のように昭和57年から宅地として使用されています。また、残る2筆は山林となっております。地目変更登記のための願出です。 |
| 議長 | 「中村成一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし) |
| 議長 | 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) |
| 議長 | 異議なしと認めます。それでは、議案第20号 番号7番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。 |
| 議長 | 次に議案第20号 番号8番の非農地証明願について、9月18日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」、担当委員であります「井村壽之委員」が現地調査をしていますので、「井村壽之委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。 |
| 5番 | 申請地は、JR柴山駅から南に1kmの字ガエン谷と南に2kmの字楽ノ堂の2箇所です。 現地は20年以上前から耕作放棄地になっており原野となっております。地目変更登記のための願出です。 |
| 議長 | 「井村壽之委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし) |
| 議長 | 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) |
| 議長 | 異議なしと認めます。それでは、議案第20号 番号8番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。 |
| 議長 | 次に、日程第5 議案第21号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。 |
| 事務局 | 番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①31ページから68ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。 |
| 議長 | 事務局の朗読が終わりました。議案第21号 番号1番の申請について、9月18日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」、担当委員であります「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。 |
| 12番 | 申請地は、香住区の奥佐津にありまして梨の産地ミノフ高原です。あたり一面、樹園地でありまして申請地についても梨園となっております。 申請内容につきましては、家族で合意した結果での所有権移転登記のための申請であります。 |

議 長 「古川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第21号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。

議 長 事務局の朗読が終わりました。議案第21号 番号2番の申請について、9月18日に現地調査委員であります「古川功兒委員」と「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「古川功兒委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

2番 申請のありました11件の農地は主に入江集落を中心に3箇所にわかれてあります。県道香住村岡線と国道9号が交差する手前の集落が入江集落になります。

現地は周辺の方が野菜を作ったり維持管理をしておられました。

申請理由につきましては、譲受人のお子さんが空き家を購入される際、譲渡人が、「11件の農地もあわせて贈与を受けること」を条件に家屋の売却を決められたようであります。しかし、譲受人のお子さんは農地を取得する資格がないため代わって父である譲受人が贈与を受け今後、維持管理を行うことで合意したことによる所有権移転登記のための申請です。

議 長 「古川功兒委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第21号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。

議 長 事務局の朗読が終わりました。議案第21号 番号3番の申請について、9月18日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」、担当委員であります「古川正人委員」が現地調査をしていますので、「古川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

12番 申請地は、香住高校からJR山陰線の高架を通過して100mほど進んだところにあります。

現地は秋の刈り取りが終わった田と耕作はされていないが自己保全がなされた畑でした。

申請内容ですが、譲渡人は不在地主で維持管理が困難となったことから譲渡先を探していたところ譲受人がその要望に応じたもので所有権移転登記のための申請です。

議 長 「古川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第21号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。

議 長 事務局の朗読が終わりました。議案第21号 番号4番の申請について、9月18日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

14番 申請地は、2箇所ございまして、まず1箇所目ですが、大乘寺橋南詰の東側に香住自動車教習所があります。更にその裏に念法寺がありますが、その寺から20mほど南下したところにあります。現地は刈り取りも済み良好に管理されていました。
もう1箇所は、この庁舎から東側にトンネルを2つ抜けた香住バイパス沿いに山手開発の区画整理事業地がありますが、そこが申請地です。現地は既に宅地化されていますが換地がなされていない土地です。
申請内容ですが、父から子へ贈与するもので所有権移転登記のための申請です。

議 長 「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第21号 番号4番の申請については、許可することに決定しました。

議 長 事務局の朗読が終わりました。議案第21号 番号5番の申請について、9月18日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

14番 申請地は、この庁舎から東側にトンネルを2つ抜けた香住バイパス沿い山手開発の区画整理事業地です。
現地は既に宅地化されていますが、換地がなされていない土地です。
申請内容ですが、父から子へ贈与するもので所有権移転登記のための申請です。

議 長 「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第21号 番号5番の申請については、許可することに決定しました。

議 長 次に日程第6 議案第22号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。

議 長 事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の69ページから74ページです。

| | |
|-----|---|
| 議 長 | 事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第22号の申請について、9月18日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。 |
| 14番 | 申請地は、香住バイパスとJR山陰線が交わる高架下の交差点を県道香住港線側に200mほど進んだところにあります。 現地は近所の方が家庭菜園などをされていました。 申請内容ですが、申請人は底引き漁業を営んでおられ、漁具資材置場として漁業の利便性を図りたいとのことです。 |
| 議 長 | 「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし) |
| 議 長 | 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第22号の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。それでは、議案第22号の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。 |
| 議 長 | 次に日程第7 議案第23号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。 |
| 議 長 | 事務局に議案の朗読をさせます。 |
| 事務局 | 番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の75ページから79ページです。 |
| 議 長 | 事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第23号の申請について、9月18日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。 |
| 14番 | 申請地は、香住郵便局から直線で北の方向に約100mのところにあります。 現地は少し花壇があり樹木もありました。周りは住宅が立ち並び市街地化しておりました。 申請内容ですが、譲受人が駐車場用地を探していたところ譲渡人がその要望に応じたもので所有権移転登記のための申請です。 |
| 議 長 | 「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし) |
| 議 長 | 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第23号の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手) |

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第23号の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟